

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 賀茂地域の取組方針（案） 【説明資料】

-目次-

I	賀茂地域における水害の特性	…3
II	現状の取組状況と課題	…8
III	減災のための目標	…16
IV	概ね5年間で実施する取組	…18
V	フォローアップ	…33

平成30年2月16日
賀茂地域豪雨災害減災協議会

【背景】

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）、平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）、平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。



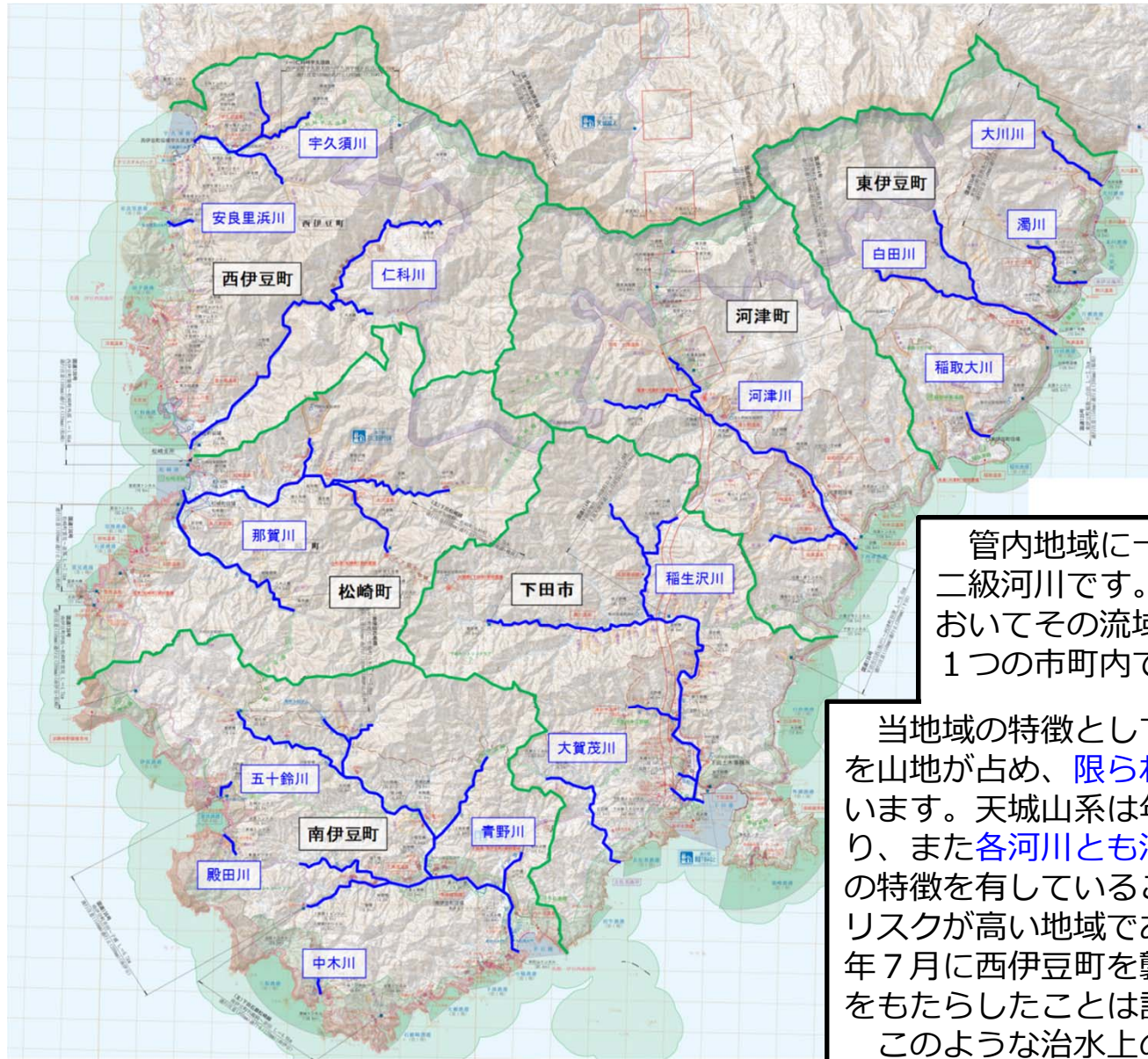
※ 河川堤防が決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域

I 賀茂地域における水害の特徴と課題

土木事務所管内の管理河川の状況



静岡県



<概況>

下田土木事務所管内の地域は、伊豆半島の南部に位置し、**下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町**の計**1市5町**からなり、**面積は約585km²（本県の約7.5%）、人口は約6万人（本県の約1.9%）**です。

管内管理河川の状況は**15水系37河川**、**管轄流路延長は約142km**と県全体の約5.5%を占めています。

管内地域に一級河川はなく、37河川すべてが二級河川です。また、15水系37河川すべてにおいてその流域は複数の市町にまたがることなく、1つの市町内で完結しています。

当地域の特徴としては、天城山系を中心として大部分を山地が占め、**限られた平地に市街地や集落を形成**しています。天城山系は年間3,000mmを越える多雨地域であり、また**各河川とも河床勾配が非常に急**であることなどの特徴を有していることから、土砂崩れや洪水等の災害リスクが高い地域と言えます。近年では、平成25年7月に西伊豆町を襲った局地豪雨により、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。

このような治水上のリスクを少しでも軽減させるため、下田土木事務所では河川改修や適切な維持管理等に努めているところです。

昭和51年 梅雨前線豪雨による洪水被害



静岡県

昭和51年7月10日から13日にかけて降った雨は、梅雨前線と低気圧の影響で伊豆半島を中心に豪雨をもたらし、南伊豆町では総雨量397.5mmを記録した。

この降雨によって青野川では全半壊10戸、浸水家屋879戸、田畑の冠水120ha、埋没72haの被害が出た。管内では青野川のほかに、稲生沢川、那賀川流域等を中心に被害が広がった。

【南伊豆町】青野川（役場付近の浸水状況）



【下田市】稲生沢川（中村大橋付近）



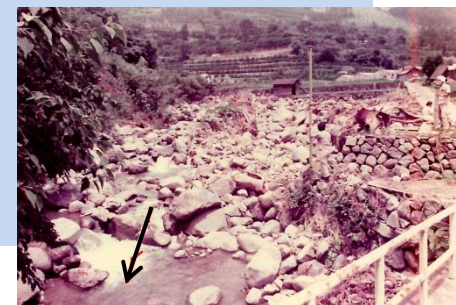
【南伊豆町】青野川（石井橋付近）



【松崎町】那賀川（峰輪）



【東伊豆町】稲取大川（起点付近）



平成3年9月10日から11日の豪雨（伊豆南部の局地的豪雨）



静岡県

平成3年9月10日から11日にかけて、伊豆半島南部に発達した雨雲により集中豪雨が発生した。この雨では、下田市中の総雨量が81mmであったが、3km離れた下田市・落合浄水場で329mmを記録するなど局地的性が顕著であった。その他の地域でも、河津町・峰消防署で407mmを記録したほか、南伊豆町下賀茂で231mm、東伊豆町稲取で130mmを記録している。

この豪雨により、1市3町にて床上浸水164棟、床下浸水291棟、田畑の冠水50.4haなど甚大な被害をもたらした。

【下田市】 稲生沢川（志戸橋落橋）



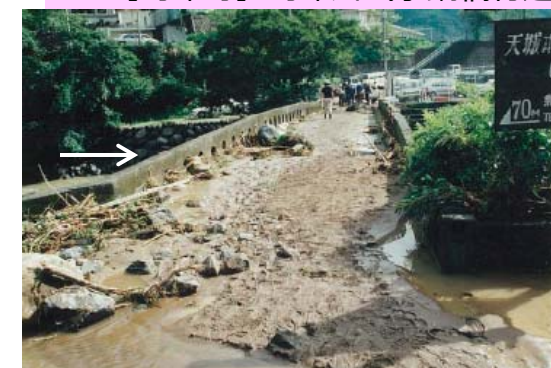
【河津町】 河津谷津川（谷津）



【下田市】 下田市落合



【河津町】 河津川（小鍋橋付近）



(国) 414号志戸橋の落橋状況



平成25年7月17日から18日の豪雨（西伊豆豪雨災害）



静岡県

平成25年7月17日から18日にかけて、西伊豆町の山あいを中心として局地的豪雨が発生し、床上浸水43棟、床下浸水315棟もの甚大な被害をもたらした。総雨量は、西伊豆町・宇久須で200mm（時間最大98mm）、同町仁科峠で188mm（同90mm）を記録。隣接する松崎町の松崎観測所の雨量記録は73mm（同27mm）であり、短時間で局地的が豪雨であったことが窺える。



至 西伊豆町市街地

【西伊豆町】仁科川 & 県道伊東西伊豆線

【西伊豆町】安良里浜川
（流木及び土砂流出を伴う洪水被害）

↓中流部（浸水被害）



↑上流部



↓河口部付近



↑龍泉寺橋付近

【西伊豆町】国道136号
宇久須地区の道路冠水）



至 伊豆市

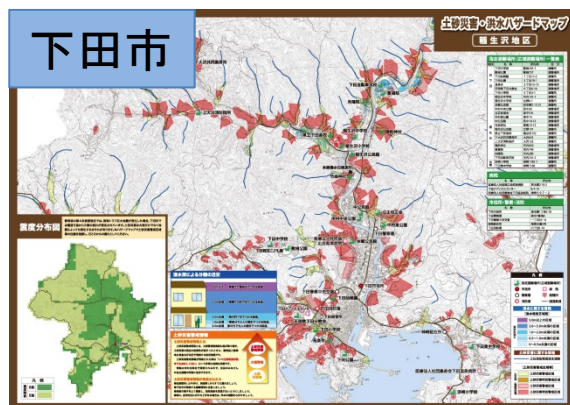
Ⅱ 現状の取組状況と課題

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ② 水防に関する事項
- ③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項
- ④ 河川管理施設に関する事項

●想定される浸水リスク情報の周知

- 県では、計画規模の洪水浸水想定区域図を策定し、県HP等で公表している。
- 市町では、土砂災害・洪水ハザードマップの作成や防災マップに浸水想定区域を掲載し、HPにて公表および住民へ配布している。

ハザードマップの作成例



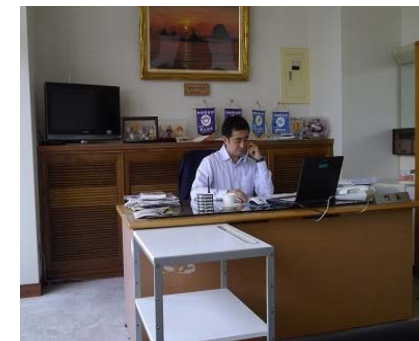
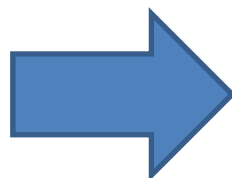
課題

- (a) 洪水浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。
- (b) 最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図が未策定である。
- (c) 洪水時の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた時の対応について、行政や住民が十分理解しておく必要がある。
- (d) 計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念される
- (e) 水位周知河川に指定されていない河川では、浸水想定範囲等が不明なため、ハザードマップを作成できない。

その他：洪水に加えてその他災害（土砂災害、高潮）を併せて避難計画等立てる必要がある。

●洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供等の内容及びタイミング

- 県から市町へのホットライン体制を構築している。【平成29年度】
- 県では、避難や水防活動に役立つ雨量、河川水位、気象情報等のリアルタイム情報をホームページで提供している。
(静岡県土木防災情報サイポスレーダー：パソコンや携帯電話で情報提供)
- 県では、誰もが簡単に情報入手できるように地上デジタルデータ放送等も活用して情報提供している。
- 河津町では、水害に関する情報を提供する前に、雨量に関する情報を提供している。



H29.6 下田土木事務所長から各市町長へのホットライン体制構築訓練実施の様様

課題

- (f) インターネット等により防災情報を提供しているが、情報の入手先が分からず、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
- (g) 提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念がある。
- (h) 水位計や監視カメラが設置されていない河川の情報が入手できない。
- (i) ホットラインの実効性の確保や内容と目的を明確にするための訓練の実施が必要である。

●住民等への情報伝達の体制や方法

- 県では、管内には河川のリアルタイムの状況が分かるライブカメラを7箇所設置している。
- 市町では、防災行政無線、メール（登録制および緊急速報メール）、防災ラジオ等により情報伝達を行っている。

ライブカメラ



那賀川 伏倉橋カメラ

市町防災メール

河津町防災メール

携帯電話等で防災情報を受ける

『河津町防災メール』に登録をお願いします！

平成25年6月1日より

「河津町防災メール」の登録受付を開始します！

河津町では、町の災害や防災等の行政情報を迅速に受け取れるよう、携帯電話等へ電子メールで配信するサービスを開始します。利用登録をしていただくことで、御手持の携帯電話等へ情報をお届けするシステムです。登録された方が町外に出ても情報収集が可能となります。（町外在住者の登録も可能です。）
※ 登録は無料ですが、メール1通あたり1〜2円のパケット通信料がかかります。

防災・防災情報等【登録済の方から順次配信】

- ・地震・津波情報
- ・気象警報（大雨・洪水警報等を災害レベルによって配信）
- ・避難勧告等（避難準備情報・避難勧告・避難指示等）
- ・その他の情報

○ 登録までの流れ

- QRコードを読み取り、登録メール（件名：本文参照）を受信してください。
- 数分以内に、登録用URLが配信されたメールが届きます。
- 登録用URLをクリックして「河津町防災メール」の登録ページを開きます。
- 入力内容を確認し、「登録」を押します。（※緊急速報）
- 登録完了後、登録済みの通知がメール配信されます。このメールには、登録内容変更・登録解除等の方法が記載されています。

お問い合わせはこちら！！
河津町役場 総務課
電話：0558-34-1913
FAX：0558-34-0099
Eメールアドレス：
soumu@town.kawazu.shizuoka.jp

- ・下田市
「下田市メール配信サービス」
- ・東伊豆町
「情報配信メール」
- ・河津町
「河津町防災メール」
- ・南伊豆町
「町民メール配信サービス」
- ・松崎町
「松崎町災害情報のブログ」

課題

- (m) 大雨や暴風により防災行政無線が聞き取りにくい可能性がある。
- (n) メール配信による情報提供を行っているが、一部の利用にとどまっている。
- (o) 同報無線のデジタル化に併せ、戸別受信機の設置等、新たな情報伝達方法を構築する必要がある。

●水防資機材の整備状況

- 毎年合同巡視の際に、静岡県と各市町で水防倉庫に備蓄している水防資機材の確認を行っている。また、県では資機材不足発生時の広域的な応援体制を構築済みである。
- 市町では、自主防災倉庫に資機材を整備・更新している地域もある。
- 下田市では、災害協定により民間会社と資機材情報の共有を図っている。

水防倉庫及び水防用資機材備蓄状況

水防倉庫及び水防用資機材備蓄状況（下田水防区）

河川名称	水防倉庫名称	面積㎡	都 市	区 町	大 字	管 理 者	杭木 (本)		網 (kg)				蛇籠 (本)		ビニルシート (枚)		網木 (丁)		
							合計	内訳	規格	数量	合計	内訳	規格	数量	合計	内訳		規格	数量
福生沢川	下田土木	115.00	下田市		中	静岡県	32,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大川海岸 大川川	第1分區	45.94	賀茂郡	東伊豆町	大川	東伊豆町	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熱川海岸 濁川	第3分區	63.34	"	"	奈良本	"	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
片瀬海岸 白田川	第4分區	62.50	"	"	片瀬	"	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
白田海岸 白田川	第9分區	30.10	"	"	白田	"	485	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

民間会社と資機材供給の協定（下田市）

- ・目的
災害が発生、または恐れがある際に、機材の調達及び供給を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定める
- ・協力要請
上記の目的に応じて、機材の供給協力を要請でき、正当な理由がある場合を除き、これに協力する
- ・災害時の情報提供
機材の調達及び供給を迅速かつ円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供する
- ・協力体制
要請を受けた時は、機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

（一部抜粋）

課題

- (r) 複数箇所や大規模な水防対応が必要となった場合に資機材の不足が懸念される。
- (s) 水防上必要な資機材が明確になっていない。

● 排水施設、排水資機材の操作・運用

○市町では、破堤等の大規模氾濫発生時に排水ポンプ車を沼津河川国道事務所にて要請する協定が整備されている。また、職員が、国交省による排水ポンプ車等の使用方法に関する訓練に参加している。

平成28年度 秋期災害対策車両操作訓練実施要領

(賀茂地区)

国土交通省 沼津河川国道事務所

1. 訓練実施の趣旨

災害時に災害対策車両を出動させる際、現場において安全活確実に機械器具を操作できるよう、操作技術の習得を目的に実施するものです。

2. 訓練の対象機械

- ・排水ポンプ車 30m³/min 1台
- ・照明車 25kVA 20m 1台
- ・照明車 20kVA 10m 1台

※都合により訓練車両を変更することがあります。

3. 訓練の実施方法

(1) 訓練次第

- 1) 開会挨拶
- 2) 班毎の実操作訓練 (ローテーションにより訓練実施)
※班分けについては、参加人数集約後に事務局で行います。
- 3) 閉会



沼津河川国道事務所主催の 災害対策車両操作訓練実施要領

課題

(v) 大規模浸水時の迅速な排水活動について、国の排水計画を参考に検討が必要である。

出典: 島田土木説明資料

●河川管理施設の整備に関する事項

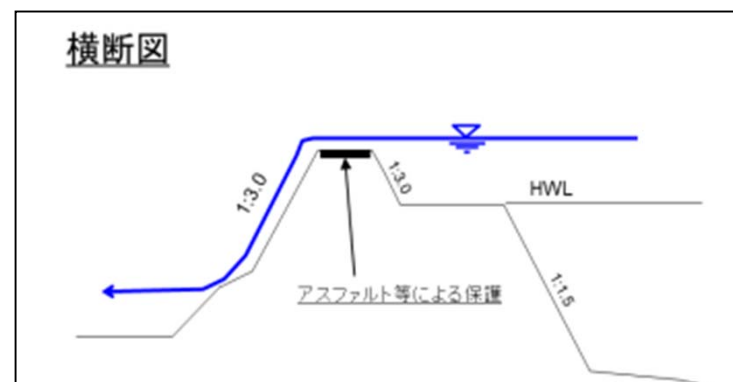
○下田土木事務所では、「**危機管理型ハード対策**」(堤防の天端舗装、堤防の裏法面洗掘対策)を、一定の効果が認められる箇所を選定して堤防舗装を実施している。

危機管理型ハード対策の取組



H28実施 稲生沢川(下田市河内)
L=600m

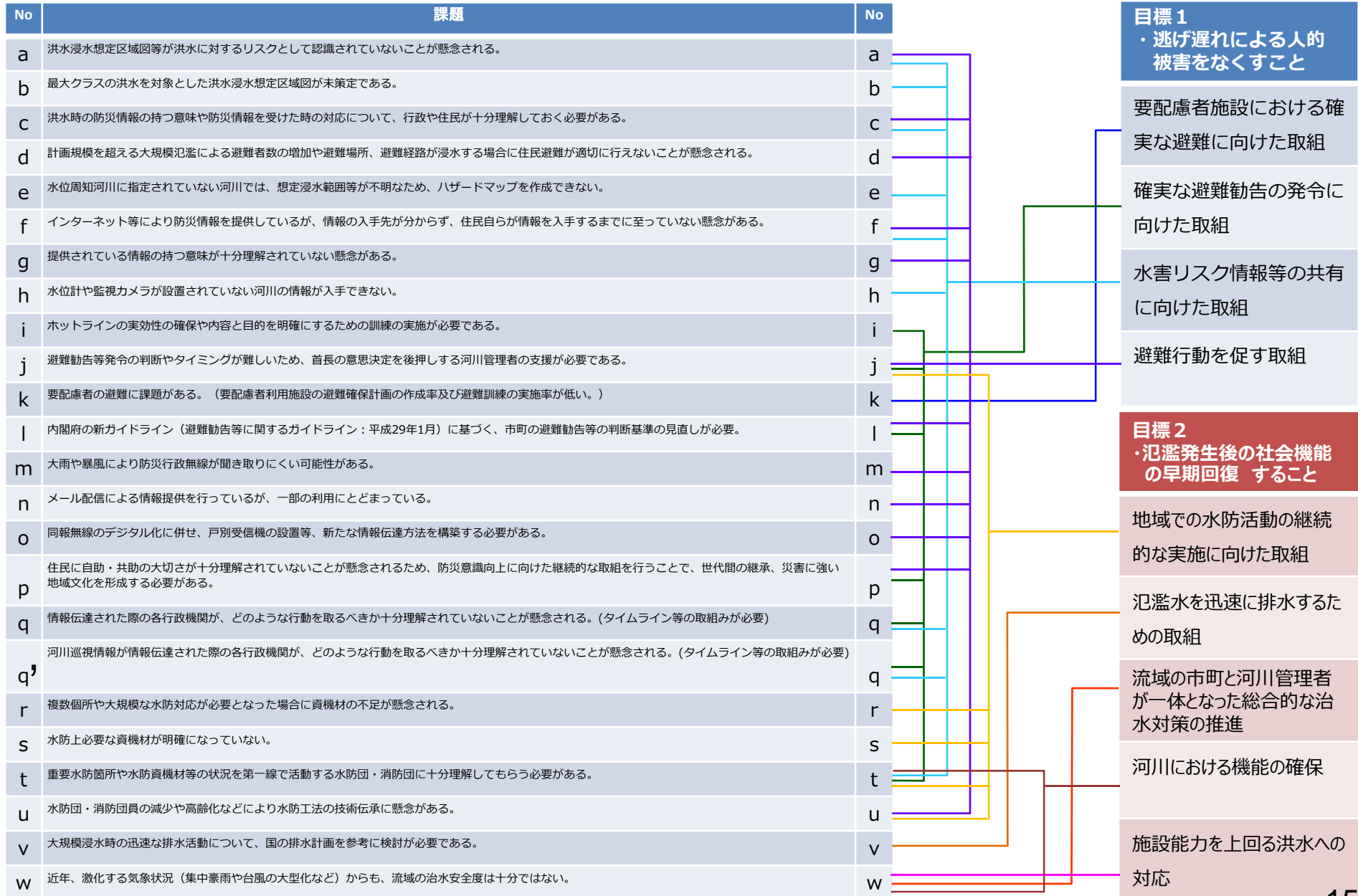
堤防舗装実施箇所：稲生沢川
(下田市河内)



課題

(w) 近年、激化する気象状況(集中豪雨や台風の大型化など)からも、流域の治水安全度は十分ではない。

現状の取組と課題の関係整理



Ⅲ 減災のための目標



● 5年間で達成すべき目標

1 「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」

※ 水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

2 「氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること」

※ 水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

上記目標の達成に向け、以下の取組を実施する。

取組1 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

取組2 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

IV 概ね5年間で実施する取組



取組1 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

要配慮者利用施設における 確実な避難に向けた取組

【継続】 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供

静岡県 各市町 国交省 気象台

【新規】 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進

静岡県 各市町

確実な避難勧告の発令に向けた取組

【新規】 避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検

【継続】 ホットライン体制の構築

【新規】 ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実

静岡県 各市町

水害リスク情報等の共有に向けた取組

【新規】 最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知

【新規】 洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知

【新規】 タイムラインの導入の推進

静岡県 対象市町

【新規】 水位周知河川の拡大の検討

静岡県

【新規】 水害リスク情報の収集、周知方策の充実

静岡県 対象市町

【新規】 水位計・河川監視カメラの増設の検討

静岡県 対象市町

避難行動を促す取組

【継続】 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供

静岡県 各市町 気象台

【新規】 出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実

静岡県 各市町

【継続】 県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討

静岡県

【新規】 避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有

対象市町

要配慮者利用施設における確実な避難に向けた取組

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【継続】 要配慮者利用施設の管理者を対象とした防災情報等の提供	静岡県 気象台	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県市町等が開催する研修会等の場を活用し、関係者への制度周知と情報提供を実施する。
【新規】 確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進	静岡県 対象市町	H29年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画に位置付けた施設について、情報の伝達方法を定め、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

施設管理者への理解促進を目指したリーフレット



1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

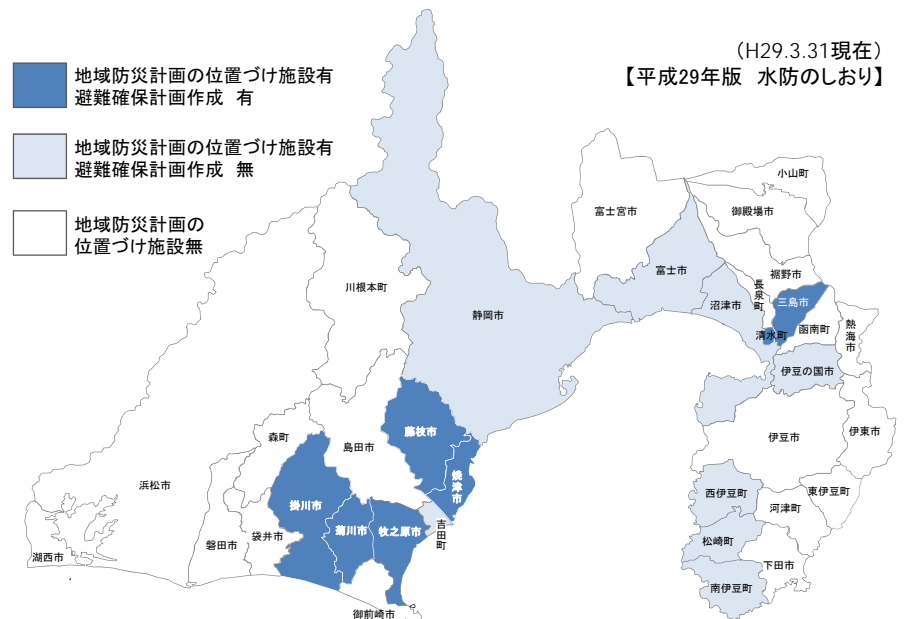
2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が進んで参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

県内市町の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況



■ 確実な避難勧告の発令に向けた取組

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【新規】 避難勧告等の発令を想定した訓練の実施 及び発令基準の点検	静岡県 各市町	H30年度から 順次実施	・ 避難勧告等の発令を想定した水害版図上 訓練等を実施し、発令基準の点検及び 見直しを図る。
【継続】 ホットライン体制の構築	静岡県 各市町	H29年度実施	・ 洪水時における情報伝達手段として、関係 市町長と下田土木事務所長とのホットライ ン体制を構築する。
【新規】 ホットラインや洪水対応演習などの 情報伝達訓練の充実	静岡県 各市町	H30年度から 定期的に 実施	・ 洪水対応演習等において関係機関を対象と した情報伝達訓練を毎年実施し、関係市町 とのホットライン体制を確認する。

避難勧告等に関するガイドライン：平成29年1月

発令基準の策定促進の取組例

7月4日から提供が開始された流域雨量指数の予測値(洪水警報の危険度分布)等を周知し、避難勧告等の発令基準の策定を促進

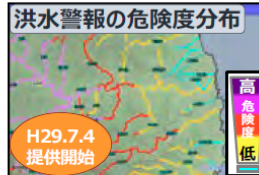
「避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)」抜粋
【避難勧告の判断基準の設定例(その他河川*)等】

- 1: A川のB水位観測所の水位が〇〇m(氾濫注意水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合
 - ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合
 - ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合
 - ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)
- 2: 異常な漏水・浸食等が発見された場合
- 3: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※1については、河川の状態に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること
※3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること
※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安となる基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。

【水位を観測していない其他河川*の場合】

カメラ画像や水防団からの報告等



洪水警報の危険度分布

流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過(薄い紫)

避難勧告を発令

* 洪水予報河川・水位周知河川以外の河川

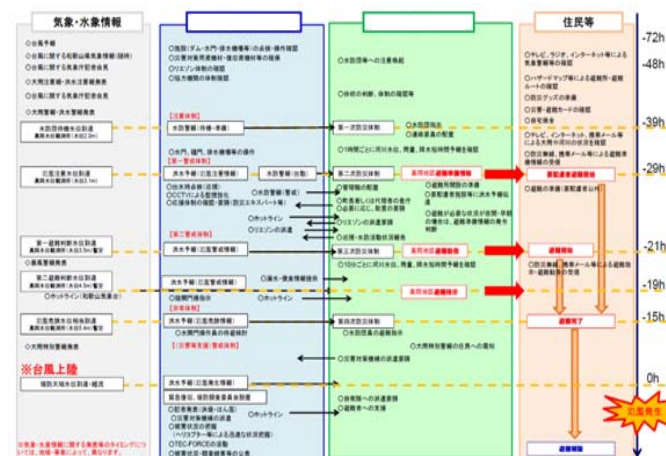
■水害リスク情報等の共有に向けた取組 (1/2)

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【新規】 最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直しと周知	静岡県	H29年度から 順次実施	・対象となる水位周知河川について、洪水浸水想定区域の見直しを実施する。
【新規】 洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	対象市町	H30年度から 順次実施	・洪水ハザードマップの作成または見直しを実施する。
【新規】 タイムラインの導入の推進	静岡県 対象市町	H30年度から 順次実施	・水位周知河川を対象としたタイムライン（避難勧告着目型タイムライン）を作成する。

避難勧告等の発令に着目した
タイムライン（作成例）

- 浸水想定区域見直し対象河川（想定最大規模）
- 洪水ハザードマップの作製・見直し対象河川
- 避難勧告着目型タイムライン作成対象河川

・水位周知河川：**稲生沢川**（下田市）、**河津川**（河津町）
青野川（南伊豆町）、**那賀川**（松崎町）
仁科川（西伊豆町）





■水害リスク情報等の共有に向けた取組 (2/2)

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【新規】 水位周知河川の拡大の検討	静岡県	H29年度から 順次実施	・新たに水位周知河川に指定する候補河川を選定し、その拡大を検討する。
【新規】 水害リスク情報の収集、周知方策の充実	静岡県 対象市町	H30年度から 順次実施	・「地域の水害危険性周知方策ガイドライン」に基づき水害危険性の周知河川を選定し、地域住民に対する水害リスクの周知を図る。
【新規】 水位計・河川監視カメラの増設の検討	静岡県 対象市町	H29年度から 順次実施	・水害危険性の周知河川に危機管理型水位計を順次設置する。 ・カメラを水位計箇所を設置し、水位観測の二重化による観測体制強化を実施する。

●水害危険性の周知河川等候補

・宇久須川(西伊豆町):
水位計整備済み、洪水到達1時間未満
⇒水害危険性の周知河川に選定予定

・稲取大川(東伊豆町):
水位計が未整備、洪水到達1時間未満
⇒危機管理型水位計の設置
水害危険性の周知河川に選定予定

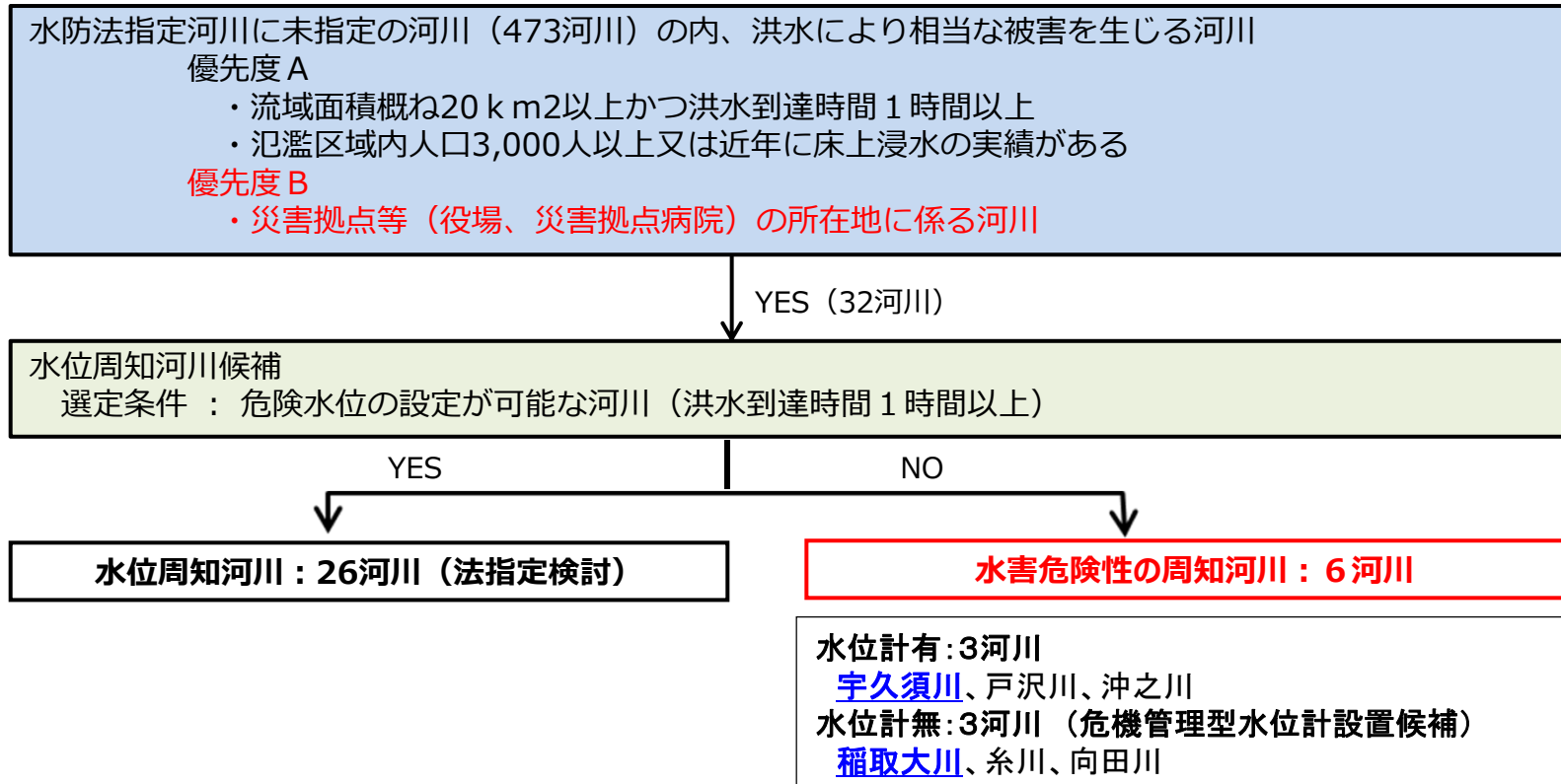
●危機管理型水位計の設置検討候補河川

・市町拠点: 稲取大川(東伊豆町)
・重要水防箇所A: 大賀茂川、敷根川、平滑川(下田市)
・重要水防箇所B: 差田川(南伊豆町)
・過去10年の浸水実績: 中木川(南伊豆町)

●河川監視カメラの設置検討候補河川

・宇久須川(西伊豆町)
・岩科川(松崎町)

◆水害危険性の周知河川等の選定フロー（県の考え方）



（その他：危機管理型水位計設置候補）

- ・市町拠点：稲取大川（東伊豆町）
- ・重要水防箇所A：大賀茂川、敷根川、平滑川（下田市）
- ・重要水防箇所B：差田川（南伊豆町）
- ・過去10年の浸水実績：中木川（南伊豆町）

■避難行動を促す取組

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【継続】 雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	静岡県 各市町 気象台	引き続き 実施	<ul style="list-style-type: none"> 避難や水防活動に役立つ基礎情報のリアルタイム情報をHPにて提供する。（静岡県土木防災情報「サイポスレーダー」） 降水ナウキャスト、土砂災害警戒判定メッシュ情報、洪水危険度分布等の防災情報を提供する。
【新規】 出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	静岡県 各市町	H30年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> 各機関が実施する講師派遣やイベントに相互協力・支援を行い、普及啓発に取り組む。 市町内小中学校の総合学習の中で、防災教育に取り組む。
【継続】 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	静岡県	H29年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。
【新規】 避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有	各市町	H30年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令基準や避難方法等を再検証し、首長のサポート体制について関係部局で情報共有を図る。

土砂災害出前講座の様子(下田市立稲穂小学校)



防災教育（避難所運営ゲーム）の様子（静岡県立下田高等学校）





取組2 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

- 【新規】水防訓練や水防演習等の実施による水防団との連携 静岡県 各市町
- 【新規】水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（非常用の備蓄土砂置き場の充実や土のうステーションの整備等） 静岡県 各市町
- 【継続】県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討 静岡県

流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進

- 【継続】河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施 静岡県

氾濫水を迅速に排水するための取組

- 【新規】国が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練の実施 静岡県 各市町
- 【新規】地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有 静岡県 各市町

河川における機能の確保

- 【継続】河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採などによる流下能力の保全 静岡県
- 【新規】樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保 静岡県 各市町

施設能力を上回る洪水への対応

- 【継続】背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討 静岡県

■ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【新規】 水防訓練や水防演習等の実施による水防団との連携	静岡県 各市町	H30年度から 順次実施	・関係機関は、水防団等と合同で重要水防箇所等の巡視及び点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加する。
【新規】 水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討（非常用の備蓄土砂置き場の充実や土のうステーションの整備など）	静岡県 対象市町	H30年度から 順次実施	・迅速かつ的確な水防活動のために、資機材内容や保管箇所の見直しを実施する。
【継続】 県から市町への情報収集要員（リエゾン）の派遣の検討	静岡県	H29年度から 順次実施	・県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。

各機関が取り組む水防演習・水防訓練



下田市 水防訓練の様子

■ 氾濫水を迅速に排水するための取組

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【新規】 国が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練の実施	静岡県 各市町	H30年度から 順次実施	・排水ポンプ車を活用した排水訓練に参加する。
【新規】 地域が有するポンプ等（消防や建設会社）の活用に向けた情報の整理と共有	静岡県 対象市町	H30年度から 順次実施	・地域が有するポンプ等（消防や建設会社）について、建設業協会との協定や申し合せにより、災害時における優先的支援事項への位置付け等について検討する。

平成28年度 秋期災害対策車両操作訓練実施要領
(賀茂地区)

国土交通省 沼津河川国道事務所

- 訓練実施の趣旨
災害時に災害対策車両を出動させる際、現場において安全活確実に機械器具を操作できるよう、操作技術の習得を目的に実施するものです。
- 訓練の対象機械
 - ・排水ポンプ車 30m³/min 1台
 - ・照明車 25kVA 20m 1台
 - ・照明車 20kVA 10m 1台
 ※都合により訓練車両を変更することがあります。
- 訓練の実施方法
 - (1) 訓練次第
 - 1) 開会挨拶
 - 2) 班毎の実操作訓練（ローテーションにより訓練実施）
※班分けについては、参加人数集約後に事務局で行います。
 - 3) 閉会

沼津河川国道事務所主催の 災害対策車両操作訓練実施要領

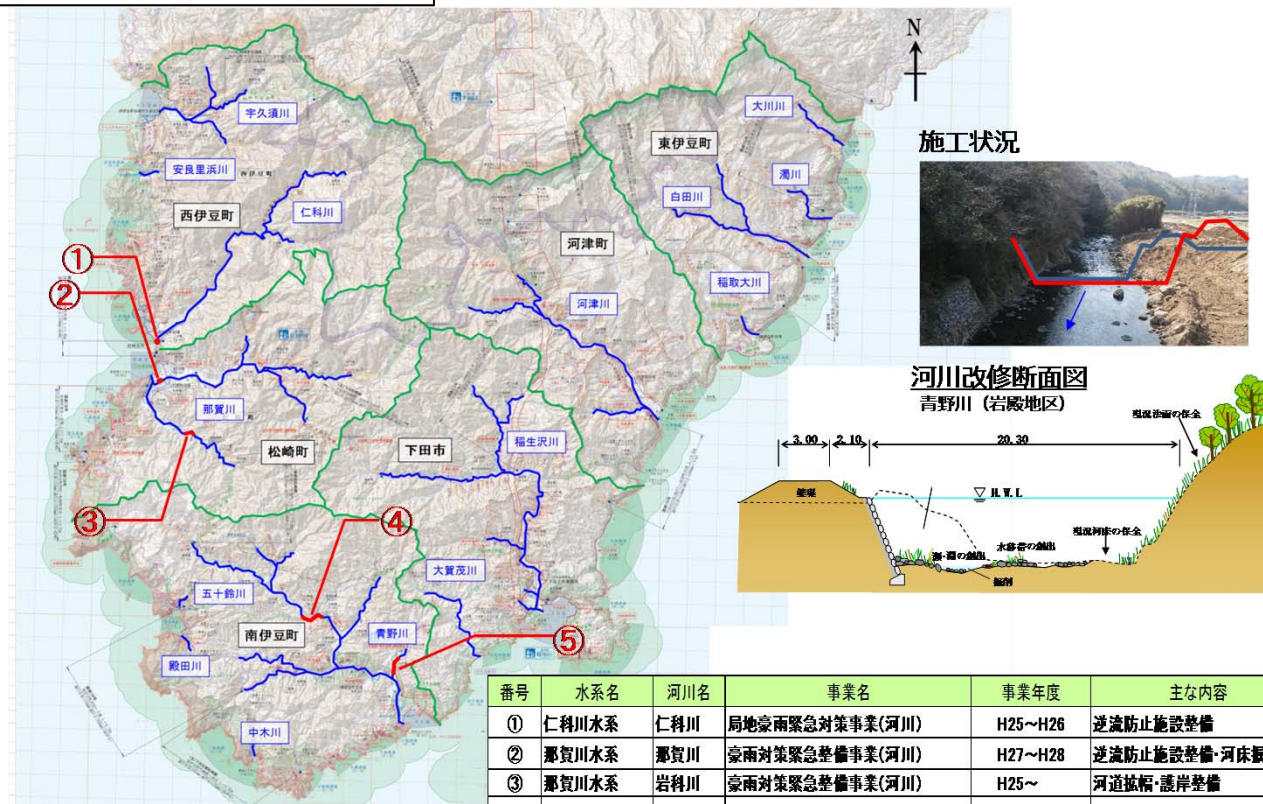


出典：島田土木説明資料

総合的な治水対策の推進

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【継続】 河川整備計画などに基づく治水対策の着実な実施	静岡県各市町	引き続き実施	<ul style="list-style-type: none"> 県は、河道拡幅等の河川改修を計画的かつ着実に実施する。 県と市町は、災害発生時に迅速な施設の復旧を図る。

主要な河川整備の実施箇所



河川における機能の確保

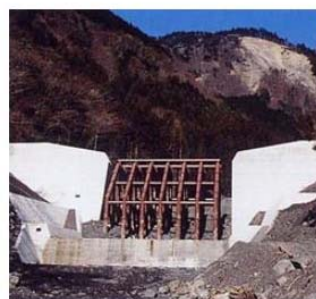
主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【継続】 河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採などによる流下能力の保全	静岡県	引き続き実施	・パトロールや点検の実施結果を踏まえ、流下能力の確保を図るための維持修繕事業や緊急事業による河川維持工事を実施する。 ・透過型砂防堰堤等を整備する。 対象：湊北沢溪流
【新規】 樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	静岡県 対象市町	H30年度から 順次実施	・河川管理施設及び市町占用工作物については確実な点検保守を実施し、その他許可工作物管理者に対しては適切な維持管理と洪水時の操作等を指導する。



透過型コンクリートえん堤
宇城川(静岡市葵区口坂本)



透過型コンクリートえん堤
氷川(静岡市葵区黒俣)



格子型鋼製えん堤
坂本川(静岡市葵区口坂本)



△型スリット(流木止め)
えん堤 滝沢川(小山町小山)

出典：静岡県砂防課HP

● 透過型砂防堰堤とは

- ・土石流発生前：流れてくる土砂を下流へ流す。
- ・土石流発生時：流木や土石をせき止める。
- ・土石流発生後：除石等により機能を回復する。

■施設能力を上回る洪水への対応

主な取組項目	取組主体	目標時期	主な内容
【継続】 背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討	静岡県	引き続き実施	・ 県は、背後地の資産状況等を踏まえて堤防天端舗装等の対策実施箇所を検討し、優先順位を定めて危機管理型ハード対策の推進を図る。

堤防天端舗装の実施状況



稲生沢川の実施状況
(着手前)



稲生沢川の実施状況
(完成)



12月下旬に実施したヒアリングにおいて抽出された、その他課題を示す

Q.河川特性を考慮すると、豪雨による洪水と土砂災害は併せて考えていく必要がある。

ex) 防災マップは洪水とその他災害（土砂災害・高潮）を併せて作成する予定である。
避難計画についても土砂災害等を併せて検討する必要がある。

【A.対応方針】

⇒ご指摘のとおり併せて検討する必要があります。「要配慮者避難確保計画作成」「ハザードマップの見直し」「タイムラインの作成」等の際は、洪水と土砂災害を併せて検討していきます。

Q.水位周知河川に指定されていない河川では、浸水想定区域や避難勧告等の発令基準となる基準水位が設定されていないため、各種取組が実施できない。

【A.対応方針】

⇒静岡県では、本計画期間内における水位周知河川の指定について、フロー（P24）に示すとおり、「水害危険性の周知河川への指定」や「危機管理型水位計の設置」を検討することで、水位周知河川に指定されていない河川においても、水害の危険性を周知する取組を進めてまいります。

V フォローアップ



各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会等を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、必要に応じ、取組方針を見直すこととする。